

令和5年度

笠間市大池田財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

笠間市監査委員

笠 監 第 8 号

令和 6 年 8 月 2 0 日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 荻谷 正

笠間市監査委員 飯田 正憲

令和 5 年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書
について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定められた書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和5年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の種類	7
第2 審査の対象	7
第3 審査の期間	7
第4 審査の着眼点及び実施内容等	7
第5 審査の結果	7
第6 決算の概要	8
1 決算収支	8
2 歳 入	9
3 歳 出	10
第7 財産に関する調書	11
1 公有財産	11
2 基 金	11
第8 むすび	12

- 1 文中及び本文各表中の金額は、原則として、各係数ごとに千円単位(千円未満は四捨五入)で表示している。
- 2 文中及び本文各表中の比率等用法は、次のとおりである。
 - (1) 比率(%)・・・原則小数点以下第2位を四捨五入している。
 - (2) 「0.0」・・・該当数値はあるが、0.05%未満のもの。
 - (3) 「0」・・・該当数値はあるが、0.5千円未満なもの。
 - (4) 「－」・・・該当数値なし又は算出不能なもの。
 - (5) 「激増」・・・100%を超えて増加したもの。
 - (6) 「激減」・・・100%を超えて減少したもの。
- 3 上記のように処理をした結果、文中及び各表の数値とその内容の累計値とが一致しない場合や、他部局等作成の資料の数値と一致しない場合もある。

令和５年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第１ 審査の種類

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づく決算審査

第２ 審査の対象

令和５年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算書

令和５年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

第３ 審査の期間

令和５年７月１２日から令和５年８月１９日まで

第４ 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和２年笠間市監査委員告示第３号）にのっとり、市長から審査に付された令和５年度笠間市大池田財産区特別会計歳入歳出決算書及び事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係書類が法令に準拠して作成されているか、係数が正確であるか審査するとともに、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼として、７月２９日に関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第５ 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して作成されており、計数は正確で予算の執行及び財政運営も概ね適正であると認められた。

第6 決算の概要

1 決算収支

決算収支状況は次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
			増 減 額	増 減 率
歳 入 総 額 A	9,563	9,255	309	3.3
歳 出 総 額 B	6,238	6,534	△296	△4.5
形 式 収 支 (A - B) C	3,325	2,720	605	22.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	—	—	—	—
実 質 収 支 (C - D)	ア 3,325	イ 2,720	605	22.2
単 年 度 収 支 (ア - イ) E	605	514	91	17.7
積 立 金 F	—	580	△580	皆減
積 立 金 取 崩 額 G	—	—	—	—
実質単年度収支(E + F - G)	605	1,094	△489	△44.7

令和5年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入で309千円(3.3%)増の956万3千円、歳出で29万6千円(4.5%)減の623万8千円となり、歳入歳出差引き後の形式収支は、332万5千円となっている。

また翌年度へ繰越すべき財源は無いため、形式収支が実質収支となるが、令和5年度実質収支から前年度実質収支272万円を差引いた単年度収支は60万5千円の黒字となっている。

2 歳 入

(1) 歳入の概況

(単位：千円・％)

区 分	令和 5 年度				令和 4 年度	前年度比較	
	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 率	決 算 額	増 減 額	増 減 率
歳入合計	12,188	9,563	9,563	78.5 (対予算) 100.0 (対調定)	9,255	309	3.3

(2) 科目別歳入状況

(単位：千円・％)

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比較	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
県 補 助 金	—	—	205	2.2	△205	皆減
農林水産業費県補助金	—	—	205	2.2	△205	皆減
財 産 運 用 収 入	6,843	71.6	6,843	73.9	0	0.0
利子及び配当金	2	0.0	2	0.0	0	11.5
財 産 貸 付 収 入	6,841	71.5	6,841	73.9	—	—
財 産 売 払 収 入	—	—	—	—	—	—
不 動 産 売 払 収 入	—	—	—	—	—	—
基 金 繰 入 金	—	—	—	—	—	—
財政調整基金繰入金	—	—	—	—	—	—
繰 越 金	2,720	28.4	2,206	23.8	514	23.3
繰 越 金	2,720	28.4	2,206	23.8	514	23.3
雑 入	—	—	—	—	—	—
雑 入	—	—	—	—	—	—
合 計	9,563	100.0	9,255	100.0	309	3.3

収入済額は 956 万 3 千円で、前年度に比べ 30 万 9 千円 (3.3%) の増となっている。
これは主に、繰越金の増によるものである。

3 歳 出

(1) 歳出の概況

(単位：千円・%)

区 分	令和 5 年度				令和 4 年度	前年度比較	
	予算現額	支出済額	不用額	執行率	決算額	増減額	増減率
歳出合計	12,188	6,238	5,950	51.2	6,534	△296	△4.5

(2) 科目別歳出状況

(単位：千円・%)

区 分	令和 5 年度				令和 4 年度	前年度比較	
	予算現額	支出済額	不用額	執行率	決算額	増減額	比率
議 会 費	1,140	902	238	79.2	594	308	51.9
議 会 費	1,140	902	238	79.2	594	308	51.9
総 務 管 理 費	7,835	5,014	2,371	67.9	5,940	△927	△15.6
一 般 管 理 費	161	100	61	61.9	20	79	激增
財 産 管 理 費	2,269	2,099	170	92.5	4,493	△2,394	△53.3
諸 費	4,955	2,815	2,140	56.8	1,427	1,388	97.3
選 挙 費	3,163	322	2,841	10.2	—	322	皆増
大池田財産区 議員選挙費	3,163	322	2,841	10.2	—	322	皆増
予 備 費	500	—	500	—	—	—	—
予 備 費	500	—	500	—	—	—	—
合 計	12,188	6,238	5,950	51.2	6,534	△296	△4.5

支出済額は623万8千円で、前年度に比べ29万6千円（4.5%）の減となっている。
 主な要因は、総務管理費92万7千円（15.6%）の減によるものである。

第7 財産に関する調書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

〔土地〕

(単位: m²)

区 分	前年度末現在高	本年度中増加高	本年度中減少高	本年度末現在高
山 林	447,601	—	—	447,601
そ の 他	108,591	—	—	108,591
合 計	556,192	—	—	556,192

〔建物〕

(単位: m²)

区 分	前年度末現在高	本年度中増加高	本年度中減少高	本年度末現在高
木 造	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(2) 山林

(単位: m²・m³)

区 分		前年度末現在高	本年度中増加高	本年度中減少高	本年度末現在高
所 有	面 積	447,601	—	—	447,601
	立木の推定蓄積量	4,964	65	—	5,029
分 収	面 積	—	—	—	—
	立木の推定蓄積量	—	—	—	—
その他の権原 によるもの	面 積	—	—	—	—
	立木の推定蓄積量	—	—	—	—
合 計	面 積	447,601	—	—	447,601
	立木の推定蓄積量	4,964	65	—	5,029

2 基 金

(単位: 千円)

名 称	前年度末現在高	本年度中増加高	本年度中減少高	本年度末現在高
財政調整基金	105,684	—	—	105,684

基金の状況は、本年度末現在高として1億568万4千円となっている。

第8 むすび

以上が、令和5年度笠間市大池田財産区特別会計決算の概要と審査の結果であり、意見については次のとおりである。

令和5年度の決算総額は、歳入が956万3千円、歳出が623万8千円で、前年度に比べ歳入は30万9千円（3.3%）の増加、歳出は29万6千円（4.5%）の減少となっている。

本年度の決算及びその執行内容は、合理的、効率的な執行がなされていると認められた。

なお、大池田財産区の今後のあり方については、構成員の高齢化や山林資源の維持管理などを十分考慮しながら、継続的な検討をしていく必要がある。